①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)
②名称	State Intellectual Property Office of the Republic of Croatia
③所在地	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb
④連絡先	(電話)(385 1) 61 06 100　(FAX)　(385 1) 610 9660 (E-mail) info@dziv.hr　(internet) www.dziv.hr
⑤組織の長	Director General：Ms. Ljiljana Kuterovac
⑥沿革	(1)工業所有権法としては、1999 年 6 月 30 日に、特許法、意匠法、商標法が制定された。 (2)特許法は、2003 年、2005 年、2007 年、2009 年、2010 年、2011 年及び 2013 年に改正が行われ、この最新の改正は 2013 年法律 No.76 により行われ、2013 年 6 月 29 日から施行されている。 (3)意匠法は、2003 年、2007 年、2009 年及び 2011 年に改正が行われ、この最新の改正は 2011 年法律 No.49 により行われ、2011 年 5 月 7 日から施行されている。 (4)商標法は、2003 年、2005 年、2007 年、2009 年及び 2011 年に改正が行われ、この最新の改正は 2011 年法律 No.49 により行われ、2011 年 5 月 7 日から施行されている。 (5)クロアチアは、2013 年 7 月 1 日に欧州連合(EU)に加盟して第 28 番目の加盟国となった。
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、地理的表示及び原産地名称、半導体集積回路の回路配置の保護法

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1991/10/8	1991/10/8	1991/10/8		
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
2004/11/20	1991/10/8	2005/4/28	2000/4/20	2000/4/20
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2011/4/13	2006/7/4		2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2000/2/25		2004/2/12	2004/4/12	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1991/10/8	2004/1/23	1998/7/1	1991/10/8	1991/10/8
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2000/11/25	2006/5/9	2000/11/30		

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)				
⑪統計データ	出願件数	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許 全数	129	88	130	171
	特許 (内　外国出願)	12	11	8	7
	特許 (内　日本から)				
	特許 (内　PCT ルート)	1	3	3	3
	実用新案 全数	72	33	27	22
	実用新案 (内　外国出願)	72	9	3	2
	意匠 全数	279	205	206	213
	意匠 (内　外国出願)	125	89	80	86
	意匠 (内　日本から)	1	1		
	商標 全数	2,516	2,660	2,601	2,155
	商標 (内　外国出願)	1,298	1,422	1,194	1,048
	商標 (内　日本から)	4	10	3	6
	登録件数	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許 全数	10	7	11	4
	特許 (内　外国出願)	6	4	5	1
	特許 (内　日本から)				
	特許 (内　PCT ルート)	4	3	4	1
	実用新案 全数		78	56	14
	実用新案 (内　外国出願)		10	7	2
	意匠 全数	241	183	183	152
	意匠 (内　外国出願)	134	84	81	68
	意匠 (内　日本から)	1			
	商標 全数	2,429	2,308	2,358	2,044
	商標 (内　外国出願)	1,333	1,341	1,342	1,122
	商標 (内　日本から)	7	7	4	8
	出典：WIPO IP Statictics				

⑫ 組　　織

<組織図>　クロアチア特許庁は、クロアチア政府(Government of the Republic of Croatia)の下部機関である。

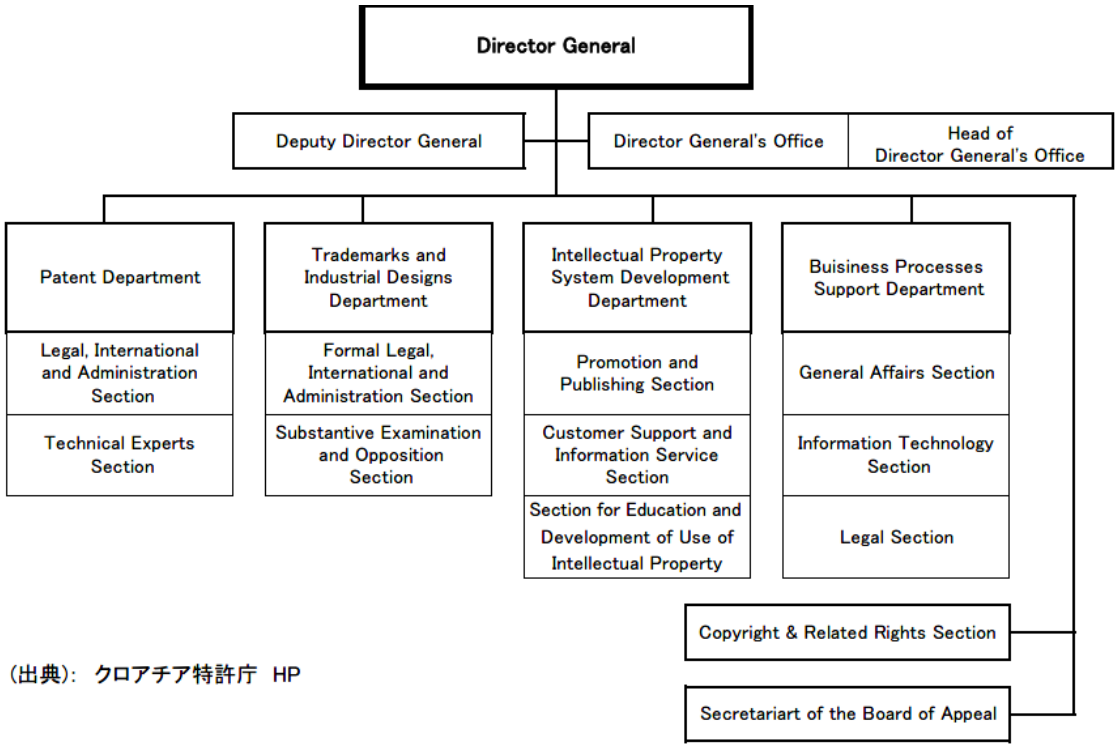

(出典)：クロアチア特許庁　HP

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2013 年 6 月 29 日施行 (2013 年法律第 76 号による改正を含む特許法) (注) 特許法の中に「同意特許」についての規定が織込まれている。
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。クロアチアに非居住又は主たる事業所を有しない出願人は、クロアチアに登録の公認の代理人を選任しなければならない。　(特許法第 4 条)
	⑦出願言語	クロアチア語(特許法第 19 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。医薬品及び農薬に関しては、補充的保護証明書(SPC)の取得により、最長 5 年間の延長が可能である。 また、同意特許の存続期間は、出願日から 10 年である。
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から 6 月。 (1)出願人又は承継人に関する明白な濫用による発明の開示。 (2)公の又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示。 (3)美術的創作物 (4)知的な活動の実行，ゲーム又は商業活動のための方法，計画及び原理 (5)情報の提示 (6)コンピュータプログラム (7)動物品種，植物品種，植物若しくは動物を生成するための本質的に生物学的方法に関する発明。ただし，非生物学的及び微生物学的方法，並びに当該方法からの生成物は除く。 (8)人体の構成及び成長における各種段階，同要素の 1 つの単なる発見，遺伝子の配列若しくは配列の一部を含む。 (9)人体若しくは動物体に直接施される，診断若しくは外科的方法又は治療方法に関する発明。 (10)商業的実施が公の秩序若しくは道徳に反するおそれがある発明。例えば次が該当する。 (a) 人類のクローン方法 (b) 人類の生殖細胞系の遺伝的同一性を変更する方法 (c)工業又は商業目的での人類の胚の使用 (d) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって，人間若しくは動物に実質的な医学上の利益を与えることなく動物に苦痛を与えるおそれがある方法，並びに当該方法から生成された動物。 (特許法第 5 条～第 7 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件の審査の後、発明の新規性、進歩性に関する実体審査が行われる。(特許法第 37 条) 同意特許の場合は、実体審査は行われず、主要な不特許事由の審査のみで付与が行われる。(特許法第 41 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。公開日から 6 月以内。 (特許法第 36 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から 18 月経過後に公開される。(特許法第 35 条) 同意特許の場合は、出願日から 3 月経過後に公開される。 (特許法第 42 条(1))

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)
⑯異議申立制度の有無	無。 特許に関してはないが、同意特許に関しては異議申立制度があり、特許付与請求日から 6 月間、何人も異議申立を行うことができる。 (特許法第 43 条(1))
⑰無効審判制度の有無	有。何人も知的財産権庁に対して、付与された特許の無効を何時でも請求することができる。(特許法第 79 条～第 83 条)
⑱実施義務	有。出願日から 4 年又は付与日から 3 年の何れか遅く満了する期間内に実施しなければならない。不十分な実施は取消の対象となる。
⑲費用 単位 (HRK)(クロアチア・クーナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本手数料(30 頁、10 個のクレームまで) 1,300 HRK 10 個を超える各クレームにつき 10 HRK 特許付与のための審査請求料 実体審査に基づく場合 4,000 HRK 提出した実体審査の結果に基づく場合 2,080 HRK 実体審査なしの場合 1,060 HRK 異議申立があったときの実体審査の場合 2,625 HRK 特許公告料 特許の公告 160 HRK 同意特許の公告 120 HRK 欧州特許の明細書の翻訳文の公告 1,000 HRK 欧州特許の補正されたクレームの翻訳文の公告 800 HRK 特許証発行料 200 HRK [特許権維持に掛かる費用] 3 年次 320 HRK 12 年次 1,800 HRK 4 年次 360 HRK 13 年次 2,000 HRK 5 年次 420 HRK 14 年次 2,100 HRK 6 年次 500 HRK 15 年次 2,300 HRK 7 年次 620 HRK 16 年次 2,900 HRK 8 年次 740 HRK 17 年次 3,500 HRK 9 年次 920 HRK 18 年次 4,600 HRK 10 年次 1,200 HRK 19 年次 5,800 HRK 11 年次 1,700 HRK 20 年次 6,900 HRK
⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者の場合、出願料・審査料・公告料・維持年金が 50%減額される。 また、電子出願による場合には、出願料が 50%減額される。
㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011 年 5 月 7 日施行 (2011 年法律第 49 号による改正を含む意匠法)
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (意匠法第 51 条)
	⑦出願言語	
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。更に 5 年ずつ、最大 25 年まで延長可能。 (意匠法第 16 条)
	⑨新規性の判断	内外国公知、内外国刊行物 (意匠法第 30 条)
	⑪不登録対象	(1) 公の秩序又は道徳に反する意匠 国家紋章若しくは他の公式紋章，旗章，記章，国若しくは国際機関の名称又は略称を含む，具体化する又は実質的に模倣する意匠 (4) 出願日後若しくは優先日後に公衆の利用可能な状態に置かれた先の意匠と同一である意匠 (5) 商標の不正使用を構成する意匠 (6) 著作物の不正使用を構成する意匠 (意匠法第 7 条～同第 9 条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第 31 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第 31 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第 2 条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。請求により、出願日又は優先日から 12 か月公告を繰り延べることができる。(意匠法第 36 条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も知的財産権庁に対して、付与された意匠の無効を何時でも請求することができる。 (意匠法第 44 条)

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 (HRK)(クロアチア・クーナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 基本料(1 意匠) 250 HRK 複数出願の場合の追加料、追加 1 意匠につき 70 HRK 公告料(最初の 5 年間の維持手数料を含む) 複数出願の場合の追加料、追加 1 意匠につき 200 HRK [意匠権の維持に掛かる費用] 基本料(1 意匠) 460 HRK 複数出願の場合の追加料、追加 1 意匠につき 225 HRK
	㉕料金減免措置の有無	有。 出願人が創作者の場合、出願料が 50%減額される。

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011 年 5 月 7 日施行 (2011 年法律第 49 号による改正を含む商標法)
	③地理的効力の範囲	クロアチア国内のみ
	④他国制度との関係対象	無。 (商標法第 2 条、第 53 条、第 54 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (商標法第 2 条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)(商標法第 3 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第 6 条)
	必要性及び代理人の資格	要　(商標法第 74 条)
	⑪出願言語期間及び起算日	(商標法第 43 条、第 44 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次のケースが規定されている。 (1) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から 6 月 (商標法第 19 条)
	⑭不登録対象	(1)法律によって保護できない標識 (2)登録が求められている商品若しくはサービスに関して識別力を有していない標識 (3)取引において，種類，質，量，用途，価値，地理的出所，商品の製造時期若しくはサービスの提供時期，又は商品若しくはサービスの他の特徴を示すために供される，標識又は表示のみからなるもの (4)現在の言語若しくは善意かつ確立した取引実務において慣用的となった標識又は表示のみからなるもの (5)商品の性質自体に起因する形状，技術的結果を得るために必要な商品の形状，又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる標識 (6)公の秩序又は受容されている道徳に反する標識 (7)商品若しくはサービスの性格，質又は地理的出所に関して，それ自体が公衆を欺まんする性質を有する標識 (8)管轄当局の許可を受けていない，工業所有権保護のためのパリ条約第 6 条の 3 によって登録が拒絶される標識 (9)ワインを特定する地理的表示を含む又はその表示からなるワインについての標識，蒸留酒を特定する地理的表示を含む又はその表示からなる蒸留酒についての標識であって，ワイン又は蒸留酒が当該地理的出所に該当しない場合 (10)クロアチア共和国名，国名の略称，国家紋章，記章，旗章若しくはその他の公式標識又はその一部を含む標識及びその模倣，ただし，クロアチア共和国の管轄当局の許可を得ている場合を除く (商標法第 5 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第 6 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。

①国名	Republic of Croatia (HR) (クロアチア共和国)	
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。絶対的拒絶理由については審査される。 (商標法第 21 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第 21 条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無の有無	無。 公告される。 (商標法第 25 条)
	㉑出願公開制度の有無	
	㉒異議申立制度の有無	
	㉓無効審判制度の有無	
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。継続して 5 年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 46 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第 10 版)を採用している。 (商標法第 16 条)
	㉖図形要素の分類	ウィーン分類を採用している。(クロアチアは、ウィーン協定に加盟している)
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第 38 条)
	㉘費用 単位 (HRK) (クロアチア・クーナ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 a)個別商標の場合 3 クラスまで 600 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 150 HRK b)団体商標の場合 3 クラスまで 1,200 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK 出願公告料 150 HRK 商標公告手数料(10 年分の維持料を含む) a)個別商標の場合 3 クラスまで 1,500 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK b)団体商標の場合 3 クラスまで 3,000 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 600 HRK [商標権の維持に掛かる費用] 更新料 a)個別商標の場合 3 クラスまで 1,625 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 300 HRK b)団体商標の場合 3 クラスまで 3,250 HRK 3 クラスを超えるかクラスの追加料 600 HRK
	㉙料金減免措置の有無	無。